

「令和6年度みやぎのお酒を活用した「コト消費」ツアー造成及びプロモーション業務」に係る質問回答

No.	該当する業務	質問	回答
1	募集要領 第2 2、4、10	共同提案を予定しておりますが、2の旅行業法登録者（第1種旅行業者を予定）を代表者とせず、再委託先としても問題ないでしょうか？	代表者は旅行業法及び同法施行規則の規定に基づく登録を受けた者であることが必要です。
2		4の資格制限者R6.6.25現在の中に貸切列車に知見がある旅行会社が多くありますが、委託費等を支払わないアドバイザーとしての委託参画は可能でしょうか？	県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件の対象は受注者及び再委託者となります。
3	仕様書 4業務委託の内容 (1)と(3)の ツアー	委託費の中から実施費用を拠出し、通常より安い旅行代金にて実施することは可能でしょうか。また、旅行代金の設定に条件はございますか。	実施にあたり委託費の中から実費用を拠出し、通常より安い旅行代金を設定することは構いませんが、仕様書4業務委託の内容（5）にある本事業終了後の継続した取組みとの関係性も検討の上、ご提案ください。
4		ツアー販売時の収益は受託者の利益としてよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。
5		ツアー催行時に宮城県のご担当者は同行されますか。また同行される場合の費用は委託費から拠出することになりますか。	状況に応じて同行しますが、職員同行にかかる費用については委託費ではなく旅費規定に基づき県費から拠出します。
6	仕様書 4業務委託の内容 (1)	外国人モニターツアーについては、酒蔵を含む観光コンテンツをSNSで発信することを目的としたツアーと理解してよいか。本ツアー販売を想定したモニターツアーとなるか。	前者を想定しております。
7		委託費の中からモニターツアーとして催行することは可能でしょうか。	仕様書4業務委託の内容（1）ハの本数を設定した上で、モニターツアーを実施することは構いませんが、その実施趣旨についてはご説明願います。
8		「首都圏及び宮城県内在住の20歳以上」であることと記載されていますが、応募者の地域を絞ることが厳しいため、発駅を上記ターゲットの駅に設定することで問題ないでしょうか。	「首都圏及び宮城県内在住の20歳以上」のターゲットに加えて「2業務の目的」の達成度を高めるためのターゲットを提案した上での旅行商品の造成であれば構いません。
9	仕様書 4業務委託の内容 (2)	「日本国内に居住する～外国人」について、国内在住者に限定した理由を教えてください。	国内在住の外国人を対象としたモニターツアーを実施し、そこで得られた知見を生かして、将来的にはインバウンドを対象とした誘客事業を目指しております。
10		「今後宮城県がプロモーションを検討している国（アメリカ、イギリス、ドイツ、韓国、インド）」とありますが、何故その国を選定し、どのようなプロモーションを検討しているのか、各国毎に選定理由と検討しているプロモーション施策を教えてください。	本県では仕様書4業務委託の内容（2）ハに記載の5か国を含む14の国・地域等の代表を招く「みやぎアンバサダーサミット」の開催を予定しており、その中で誘客促進など経済交流の活性化を目指しております。日本の食文化への関心や県の取組状況を鑑み、例示しておりますが、それ以外に効果的な国がございましたら、その国も含めた手配方法をご提案ください。

「令和6年度みやぎのお酒を活用した「コト消費」ツアー造成及びプロモーション業務」に係る質問回答

No.	該当する業務	質問	回答
11	仕様書 4業務委託の内容 (3)	停車する駅周辺での観光や各自自治体と連携したイベントやマルシェ等の販売会を実施することと記載があるが、現時点で情報がないため、酒造組合や沿線自治体などへ相談を始めて問題ないでしょうか。	提案者の責任により、関係団体との調整を事前に行うことは構いません。
12		貸切列車について、県内発着の列車を貸切するという認識で宜しいでしょうか？ また、列車の運行経路は県内のみを想定しているのでしょうか？	貸切列車の発着地や経路については限定しないが、事業の目的を達成するため提案いただくターゲットに対して適切な発着地、運行経路をご提案ください。
13		同様の旅行商品について、陸羽東線では観光庁と仙台市の事業にて既に造成済みであり、同路線での新規造成は、既存商品の妨げに成り得るため、同路線以外での造成を見込んでいると考えて宜しいでしょうか？	運行路線は限定しておりません。
14		新たな路線での造成は2～3ヶ月ほど時間が欲しいと鉄道会社より通達を受けましたので提案書提出までに路線の確定が難しい状況です。提案時には候補路線として複数提案を行い、事業開始後に改めて造成を図る計画としても問題ないでしょうか？	問題ありませんが、受注した場合には確実な実施が必要となります。
15	仕様書 4業務委託の内容 (6)	12月～1月実施（新酒の時期）の場合、8月中旬に宣伝物を作成するので、7月中に造成を始めたいと思いますが、契約締結前の手配はNGになるのでしょうか。	提案者の責任により、造成の準備を行うことは構いませんが、委託経費としてお支払いできるのは契約後の経費のみとなります。